

(様式1)

教こ第1384号

令和3年2月15日

文部科学大臣 殿

糸魚川市長 米田 徹

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、
下記のとおり施設整備計画を変更したので提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

糸魚川市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和2年度～令和4年度（3年間）

(担当)

糸魚川市教育委員会事務局こども課

住所：新潟県糸魚川市一の宮1-2-5

電話：025-552-1511

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備

「糸魚川市公共施設等総合管理指針」及び「糸魚川市学校施設長寿命化計画」を指標とし、児童・生徒数の現状と将来推計を踏まえて、地域振興、財政計画との整合を図りつつ、これまでの改築(建て替え)中心の整備から、長寿命化に重点を移し、老朽施設の大規模改修及び予防保全の修繕を計画的に行う。

建築後20年以上経過し、施設の老朽化対策を行っていない中学校3校のうち、今計画内では能生中学校校舎及び青海中学校屋内運動場の大規模改修を行う。

(2) 地震、津波等の災害に備えるための整備

(3) 防犯対策など安全性の確保を図る整備

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

糸魚川中学校においては、冷暖房設備の改修を行うことで教育環境の向上を図るとともに、災害時における避難所機能の強化を図る。

下早川小学校、大和川小学校(屋体含む)、大野小学校、青海小学校及び糸魚川中学校においては、洋式化を含むトイレの環境改善を行う。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		14 校
中学校		4 校
義務教育学校		0 校
中等教育学校(前期課程)		0 校
特別支援学校(小学部及び中学部)		1 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)		2 園
幼保連携型認定こども園		0 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		0 校
教員及び職員のための住宅		3 戸
学校給食施設	単独校調理場	13 箇所
	共同調理場	1 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	14 箇所
	学校武道場	4 箇所
	社会体育施設	0 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 ^{※1}	有	平成30年3月
国土強靱化地域計画 ^{※2}	有	令和2年6月

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

<p>計画期間終了後、事後評価を実施し、その所見等について次期施設整備計画に反映させる。 評価結果は、市ホームページで公表予定。</p>
--

